

第8回まちづくり基本条例市民学習会

平成21年3月14日(土)

吉田公民館 3階講堂

【司会】

皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中ご参加いただき、誠にありがとうございます。

それでは、ただ今から「みんなでつくろう。まちづくりの基本ルール」というテーマのもと、「第8回まちづくり基本条例市民学習会」を開会いたします。

私は、本日の司会を担当いたします、企画調整部企画政策課の宮野と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、連絡がございます。今年度、継続して開催してきました「まちづくり基本条例市民学習会」も、今回が予定しておりました最後の開催となりました。自由参加の開催にも関わらず、延べ500人を超える大勢の皆さんからご参加をいただきました。協働のまちづくりについて、多くの皆さまに関心を持っていただくことができ、大変感謝しております。事務局では、この学習会の内容について「協働のまちづくりかわら版」や市のホームページなどでお知らせしていますので、是非ご覧ください。

ここで、本日のプログラムについてご説明いたします。このあと、新潟大学の馬場先生より、講演がございます。その後、3時10分から事務局の説明と学習会全般についての質疑応答を行います。また、今後の取り組みの参考にさせていただきたいと考え、アンケートを行います。

後ほどアンケートの記入時間を設けさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。また、閉会は午後4時を予定しておりますので、皆さんの御協力をお願いいたします。

それでは、これより講演に移らせていただきます。

講師は、新潟大学大学院実務法学研究科准教授の馬場健（ばば たけし）先生です。本日は、前回までに開催してきましたワークショップのまとめや学習会全般についてのまとめの講演をお願いしております。

馬場先生、よろしくお願いいたします。

【講演】

『学習会を通して学び、考えてきたまちづくりの在り方についてのまとめ』

新潟大学大学院実務法学研究科准教授 馬場 健 氏

皆さん、こんにちは。今日は、最後の学習会ということですので、これまでの学習会の全体のまとめプラスまちづくり基本条例をもう一度考えてみようというコンセプトでお話ししようと思っています。前回まで3回、皆さんにワークショップを行っていただきました。このワークショップについての参加者の皆さんの感想がアンケート結果にまとめられています。少しご覧いただき、それに併せて今日のお話を進めていきたいと思えます。また、今日は「まちづくりの担い手再考」ということで、「決め方の論理」というものを少し考えてみようと思えます。何を決めるのか、誰が決めるのか、どのように決めるのかという話を少しさせていただければと思えます。

1番目にワークショップの効用ということで、ワークショップは何が良くて、何が悪いのかについてお話ししていこうと思えます。今日お配りしたレジメの最初に、フローを載せてあります。このフローの頭のところに「くたびれた」と書いてあります。何かと申しますと、アンケートを拝見させていただいたところ、この「くたびれた」という意見が出てきたので使わせていただきました。では、「くたびれた」というのはどういうことなのか、どうして「くたびれた」のかということ。それをブレイクダウンする、要素に分けてみるとどういうことになるのか。アンケートの中に「課題についてまとめの難しさを痛感しました」「発表は、ほとんど変化がなくおもしろくなかった」「メンバーの意見を聞いて参考になった」という意見も挙がっていました。

どうして、この意見が「くたびれる」につながるのかということですが、「メンバーの意見を聞いて参考になった」というときに、メンバーの意見を聞くまでというのは、たぶん皆さんは、くたびれたと思うんですね。全然、顔も知らないメンバーが集まって、そこでいきなり議論をしてくださいと言われたわけですよ。そうすると、自己紹介をして相手がどんなことを言うんだろうと考えながら、知っている人なら大体分かると思うんですが、全く知らない中で気疲れはしますよね。そういう意味でも疲れたんだろうなと思います。そうすると、この3つは、そもそも内容が難しくてくたびれるということ、形式的な問題でくたびれるということ、それから場の雰囲気にくたびれるということ、こういうことがあったのではないかなと思うんです。

これらは、どうしたら解決できるのかということ、ワークショップ自体に慣れていないから疲れるということがあるとしたら、初対面の人と議論をしていくこと、どのように議論し、どのようにまとめていくかということにも慣れていく。こういうワークショップ自体の慣れの問題が1つあると思います。

では、それ以外に問題はないのかということ、当然ながらテーマの問題があると思います。テーマが難しいということ。難しいと言ったときの難しさはいろいろあると思うんですが、どこまで議論すれば良いのかも考えなければいけないですし、どこまでの知識が必要なのか、それからもう1つはその問題に対して共通の認識があるのか、みんなが同じ土俵に立てるのか、こういう共通の認識がないと、これも疲れることになるだろうと思います。

このように1つは慣れの問題、もう1つは課題自体の抱えている問題。この2つが考えられると思います。このテーマの問題というのが課題として挙がってきているわけです。そこで、テーマ設定というものをどのように考えなければいけないのかということ振り返ってみたいと思います。

今回のワークショップは、基本的には議論をするということに慣れていただくことが1つの目的でした。テーマ設定は、大きく分けて2つのやり方があります。1つは、グループごとにバラバラのテーマを置くということ。もう1つはグループごとに共通のテーマを置くということ。そこで、この2つのパターンを考えたときに両方に功罪があると考えられます。両方の功罪とは何なのかということをおもいつくままに挙げてみました。テーマを共通にした場合に、どんな利点が考えられるのか。第1番目は初期の説明を一括して行うことができます。そうすると、議論もしやすいし、説明側も説明しやすいということがあります。第2番目は、進捗状況の管理が容易なんです。同じテーマを議論していただくので進捗状況に大きく差が出ない。ここまでは、技術的な問題なんですね。ここから後が技術的な問題以上に利点として考えられるところなんです。グループ間の情報の共有が図られるという点なんです。今回も、他のグループを見学していただきましたが、自分のグループ以外の考えも分かるわけですね。そういう意味で、同一テーマにおいて別の視点から物事を見ることができるといった利点があります。また、共通の課題発見が容易なんです。あるテーマについて共通の問題や共通の認識があるということ、誰もが思っているということが発見しやすいんです。テーマを共通にするというのは、こういったプラス面があります。当然、欠点もあります。欠点は、テーマと参加者の関心の間の齟齬（そご）が生じる場合がある。どういうことかと言いますと、皆さんがテーマを選べないということですね。自分がそれほど関心のないことについて議論をしなければならないという問題があります。これが最初の欠点です。2番目としては、グループ間の知識の拡大を阻害するという点。グループ間で同じテーマを議論しているため、そのテーマの知識は広がってもそれ以外の知識は広がらないわけです。こういう面が問題としてあります。次に多面的な検討の阻害です。これは、もし別々のテーマだったら全く違うことやっても、同じ視点で見ることができるといった可能性があるが、同じテーマであるとそういう広がりには得られない。そういうマイナス面がないわけではないということです。

個別のテーマにしたときには、どういう利点があって、どういう欠点があるかということですが、先程お話しした共通の裏返しなんです。具体的には、利点としては、テーマと参加者の関心が一致する。自分でやりたいテーマについて議論することができる可能性が高いということです。

また、グループ内での意見交換の活発化が図られます。多面的な検討も行うことができます。問題点としては、初期説明を一括で行うことができないとか、進捗状況の確認が困難であるとか、グループ間の情報の共有が困難であるとか、共通の課題発見が容易でないということがあり得ます。どうしてかということ、同じテーマでやると、同じ物の見方ができるので、議論はそんなにずれないんですね。逆に別の物を見ていると共通点を引き出そうとしたときに引き出しにくいという問題があります。

ワークショップ自体はどちらを採用しても良いんです。今回のように開催する回数がそれほど多くない、経験者も少ないということであれば、基本的には共通のテーマにした方が分かりやすいのではないかと考えて、今回は共通のテーマを選ばせていただきました。

今回のワークショップの目的というのは、討議の方法に慣れていただくこと。皆さんは、こういうフラットな形で討議することが少なかったと思うんですね。もう一つ目的があって、皆さんの中で、このごみの問題を通して行政サービスの役割分担がどうあるべきなのかということの一端を理解していただくということです。もう1つ言うと、行政サービスという言葉を使いましたが、行政が展開しているサービスが行政サービスだと我々は思っていました。これについては前にもお話ししたことがあります。必ずしも行政がやっているものだけが行政サービスではないということなんです。今、多くの公共施設が指定管理者と呼ばれる人達に管理されています。指定管理者は行政の職員ではないんです。公務員ではなくて、民間企業が管理しているということになります。そうすると、指定管理者が管理を行っていてもそのサービスは誰が提供しているんですかと言ったら行政が提供しているということになると思います。そうすると行政サービスかなという話になるわけです。そうすると行政サービスの展開というものの中で行政がやるのか、行政はお金を出すだけなのか、いくつかのパターンがあります。あるいは民間企業だけがやるということもあると思います。では、ごみの収集というものを考えたときに個人ができること、家庭でできること、町内会・自治会でできること、行政がやることに分けてみるとどうなるかを考えていただく。これは、ごみの収集に限ることなく、他の行政サービスについても考えていく必要があるものだろうと思います。ごみという問題を例と言いながら、行政サービスについて誰が、どの部分まで、どのようにできるのかということを考えていただくということでワークショップを行わせていただきました。その意味では共通のテーマを上げさせていただいているんですが、その背後に何があったのかということ「行政サービスとはどういうものなのか」というテーマが後ろにあったということなんです。皆さんが、家庭ごみの問題を議論しながら行政はどんなことをしていけば良いのかということを考えていただいたと思うんです。そういう意味でこういう目的が達成できれば良いと思ったんですが、ある程度の成果は収められたと思います。その理由は、アンケートで次のような意見をいただいたからです。「各グループの発表を聞いて、いろいろな問題、解決方法が分かり勉強になりました。」「テーマについては興味があるが、それ以上にグループの討議が良かった。」「課題についてのまとめの難しさを痛感しました。」といった皆さんが前向きなご意見を出してくださいました。

また、クエスチョンマークの付く意見もありました。「まちづくり基本条例とどのように結びつくのか、もう一度再確認されたいと思います。」「一つの例題としてのごみ問題だったと思うが、最終的に目指しているものとは何なのか?」というご指摘をいただいております。先程、目的をお話ししましたが、ワークショップとまちづくり基本条例との関係についてお話して行こうと思います。そこで、もう1度立ち返って、皆さんに思い出していただきたい点があります。何かと言うと、政策というものです。政策は、どういう過程を経て形成されているのかと言うと、政策を立案する段階、決定する段階、これは以前お話ししたとおり、最終決定者は誰かと言うと市長や市議会になりますが、実際にそれを動かしてみる段階、動かしてみたものを評価する段階、そしてフィードバックと言いますが、その評価を基にしてどこが悪かったのかを考え、政策を改善していく段階、こういう過程があり、この一連の流れが政策過程です。そうすると、政策とは企画立案、決定、実施、評価、フィードバックという過程になります。そこで、今回行ったワー

クショップのテーマである家庭ごみの問題について、そもそも家庭ごみとは一体何かということから考えてみないといけないと思います。家庭ごみを収集すると言ったら、家庭ごみが何か決まっていなくて収集できませんよね。そうすると、いろいろな考え方があって、ごみ袋に入っているものがごみであるという考え方もあるでしょうし、ごみの分類表を作成してそのカテゴリーに入っているものがごみであるということもできるでしょう。少し前だったら、紙類なら燃やしていらしたので収集の対象となるごみではありませんでしたよね。今は燃やすことが禁止されていますが、そうすると何を収集するのかということ、そもそも家庭ごみとは何かということを決めなければいけません。では誰が決めるのかという話になるわけですが、個人でバラバラに決められるわけではないですよね。そうすると何らかの形で決めるときに、誰が決めるのかという問題が出てきます。それをいつ決めるのかという問題も次に出てきます。どの段階でということですね。どのように決めるのかということも問題です。例えば行政側で、これは家庭ごみですと決める方法もあるでしょうし、住民の参加や、何らかの形で住民の意向を調査して決める方法もあるでしょうし、いろいろなやり方があると思います。そうすると決め方の論理と先程もお話しましたが、誰が、何を、どうやって、いつ決めるのかということを決めなければいけないということになるわけですね。

第一段階、企画立案段階でどうやって決めるか、いわゆる5W1Hに近いんですが、誰が、いつ、何を、どのようにという案を決めないといけないですね。次に案ができたところで案を決定します。その決定に基づいて実施をします。こういう一連の流れがあるとすると、ごみの問題を一つ取り上げても、誰が回収するのかと言ったら一般的には行政が回収するということ。何を回収するのか、ごみも定義が必要ということですね。いつと言ったときに、いつ決めるのか、いつ回収するのか、何回回収するのかについても決めておく必要があります。どのようにと言ったときに、ごみの袋であったり、時間帯であったりどのような出し方をするのか決めないといけない。行政が回収すると言ったときに、収集は業者が行うのか。ゴミステーションの設置場所や方法についても考えないといけない。このように、いろいろと考えないといけないことがあるんですが、そういうことを立案段階でまず考えて、それで最終的には決定が行われます。決定が行われたところで実施します。実施段階というのは、そもそも立案段階で考えておかないと実施はできませんよね。立案段階で案をつくる時に回収の方法をすべて考えておかないといけないですね。それを考えて、それに基づいて決定され、実施されるということになる。これが一連のごみの収集ということになる。今回、皆さんにはごみの収集に関する問題をいろいろと挙げていただきました。議論する中で、議論の裏側にこういうものが流れていたわけです。明示されていなくても皆さんは、誰が、いつ、何を、どのようにしてというのを全部考えて、その中で市民、町内会・自治会、行政の役割分担を自ずと考えて行かれたんだろうと思います。

今までは、立案は専ら行政が全部考えたんですね。決定も誰がやってきたかと言うと、市長や議会であった。実施段階も、基本的には行政が行ってきた。ごみの収集のような形で町内会・自治会をお願いしているものもあり、その意味で言えば、市民と行政が行っている部分もあっただろうと思います。評価についても行政が評価をしてきた。こういう体制だったというわけなんです。そうすると、ごみの収集一つを例にとっても、実は専ら行政が基本的に行ってきたんだと思います。ただ、その中に自治会町内会や市民の皆さんが入ってきていたということです。

ごみの収集を例に挙げましたが、それ以外の行政サービスに関しても同じように決めてきたわけです。企画立案は専ら行政がやる、執行も基本的には行政がやる、評価も基本的には行政がやるという構造だった。それで済むのであればそれに越したことはないという言い方もできます。しかし、そうは行かなくなっている。そうすると、住民の皆さんの意向が必ずしも反映されないメカニズムというものが動いてしまっているのではないかという疑念や、いくつかの問題が出てきました。そうすると、その問題を解決するにはどうしていったら良いのかということで、いわゆる協働という概念が登場してくることになったわけです。立案、決定、実施、評価の各段階に住民が何らかの形で関わっていくというメカニズムを考えていかなければならないのではな

いでしょうかということですが。

今回、皆さんに議論していただいたことでお分かりになられたとおり、ごみの収集ということにも、いろいろな形で住民が入っていくことができるし、入って行かなければいけないんだと皆さんおっしゃられていたと思います。そうすると、そういったことを議論する場であったり、議論する機会であったり、そういうものがこれからは必要であると思います。それはごみの収集に限らず、他の行政サービスについても皆さんと行政とが議論をしていく場が必要になってくるのではないかと、若しくは、そういった議論の手続きが必要になってくるのではないかと思います。今までは、こういう手続きは必ずしもなかったわけですね。自分自身は、こういう意見を持っているが、市長への手紙のようなもので伝えるしかなかった。そうではなくて、横のつながりとして、住民がどう思っているのかということをもう少し、みんなで考えていくという場。それに対して行政は、「お金がかかる」という問題点の説明や、「それに対してこういうことができる」という提案などもできる場、そういう場をつくっていくことがこれから必要になってくる。そうすると、そういった場の設定や手続きの設定を何らかの形で行ってみようじゃないかということ考えたときに、「まちづくり基本条例」をつくってみたらどうでしょうかというのが1つの考え方ということなんです。従って、先程の「一つの例題としてのごみ問題だったと思うが、最終的に目指しているものとは何なのか?」「まちづくり基本条例とどのように結びつくのか。」というご質問があったわけですが、今申し上げたとおり、行政と住民との新たな関係性を構築していく、簡単に言うと今までとは違ったつながり方をしてみてはどうかということ。それは何も無いところからはつくれないので、条例という形で作ってみてはどうかということ、こういうことが、今回議論してきたこととまちづくり基本条例の関係ということになります。ごみ問題のワークショップでおもしろくなかったと思われた方もいらっしゃると思いますが、ごみの問題を議論しながら、実は住民と行政の関係をどのようにしていったら良いのかを考えていただいていたということなんです。そのようなことで、今回のワークショップの講評とまちづくり基本条例との関係についてお話をさせていただきました。

今回の学習会が8回目ということで最後なんです、これだけの人数が最後まで残るということが、これは燕市が持っている住民力というものだと思うんです。その住民力がうまく活かされ、発揮できるようなメカニズムができたならあとと思っています。まちづくり基本条例がそのようなものになれば良いなと思っております。

【司会】

それでは、これで講演を終了いたします。馬場先生、ありがとうございました。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は午後3時5分からとさせていただきますのでよろしくお願いいいたします。

-----【休憩】-----

【司会】

時間となりましたので、再開いたします。これより「まちづくり基本条例の制定に向けた今後の取り組み」について、事務局であります企画政策課よりご説明申し上げます。

【事務局からの説明と意見交換】

「まちづくり基本条例の制定に向けた今後の取り組み」について

(事務局)

事務局であります企画政策課の鈴木と申します。昨年4月から企画政策課で「協働のまちづくり推進事業」を担当しております。よろしくお願いいいたします。

市では市民と行政の協働のまちづくりをより一層推進するため、(仮称)まちづくり基本条例の制定に向けた取り組みを今年度からスタートしました。その具体的な取り組みとして、昨年8月から自由参加のまちづくり基本条例市民学習会を継続して開催してまいりました。自由参加ということ、また土曜日の開催ということ、さらには「条例」や「協働」という、決して多くの人に関心を持つテーマではないということもあり、当初これだけ大勢の皆さんから、積極的に、また、継続してご参加いただけるということは想像していませんでした。この学習会に関心を持ってご参加くださった皆さんに心から感謝しています。

この学習会で市民の皆さんと市職員がともに学んできたことを活かしながら、次年度も「(仮称)まちづくり基本条例の制定に向けた取り組み」を進めていきたいということで、私の方から、条例の制定に向けた今後の取り組みについてご説明いたします。なお、今回の説明は、条例を制定するとしたら、こういうやり方、こういう進め方をしていくという仮定のご説明になります。

どうして仮定という説明の仕方をするかと言いますと、これまでの学習会の中でも申し上げましたが、まちづくり基本条例で重要なことは「条例の内容がみんなに理解され、自分たちのルールであると共感を持って受け入れられること」です。市民の皆さんが100パーセント必要ないと考えているものを行政主導でつくっても共感を持って受け入れられることはありません。というのが理由の1つです。そこで、今回の学習会では、本日ご参加の皆さんから今後の進め方に関するアンケートにご協力していただき、その結果を踏まえて今後の取り組みに反映させていきたいと考えております。アンケートの記入の時間は後ほど設けさせていただきますのでよろしくお願い致します。

もう1つの理由が、ご承知のとおり現在3月議会中で来年度の予算が審議されていますが、予算が議決されていない中での来年度の事業内容の説明になるので、仮定のお話ということになります。

それでは、本日お配りいたしました資料2の「「まちづくり基本条例の制定に向けた今後の取り組み」について」という資料に基づいて、ご説明を行わせていただきます。

(仮称)まちづくり基本条例の制定に向けた取り組みを行う理由ですが、資料にもありますとおり地方分権の進展や市民ニーズの多様化、公共的課題の複雑化などが挙げられるということをおこれまでの学習会の中でもご説明して参りました。また、先程の馬場先生の講演の中にも、これまでの行政の施策の立案は専ら行政が行ってきたというお話がありました。将来のまちづくりが良い方向に行っていなかったときに、皆さんは決めた行政が悪いと思われると思います。まちづくりは、長い年月をかけて行われるものであり、決定し、実施し、その結果が分かるまでは非常に長い時間がかかります。ですので、決める時が大事ななだと思います。決して責任転嫁や市民の皆さんに立案や実施を丸投げするということではなくて市民の皆さんの意向を決定や実施に活かしていかなければ、公共的な課題のより良く解決していくことが出来ないと思います。そこで、市民参画などまちづくりの基本となるルールをみんなで共有し、共に協働するまちづくりのルールが必要になると考えます。

それでは、資料の(仮称)まちづくり基本条例の制定の目的についてご説明します。

市内のさまざまな主体がお互いに対等なパートナーであることを認め合い、共通の目標のもとそれぞれの特性を發揮し、市民と行政との協働のまちづくりのさらなる推進を目指すために3つの柱を掲げました。

1つ目が「協働の仕組みづくり」です。これは、学習会で学んできた、情報共有ということにもつながりますが

- ・まちづくりの基本となる方針やルールを明確にすること
- ・まちづくりの理念や目標を明らかにして、みんなで共有すること

これらを目的に掲げました。

2つ目が「役割分担の明確化」です。

- ・市民やさまざまな主体と行政との関係、役割や責務を明確にすることを目的に掲げました。

3つ目が「市民の参画・協働の機会の確保」です。

- ・市民が参画・協働しやすい環境や市民の声が反映される行政の仕組みをつくること
 - ・まちづくりに関する行政の意思決定への市民参画を制度的に保障すること
- これらを目的に掲げました。

次に、まちづくり基本条例の検討に関しての基本事項です。

この学習会で市民の皆さんとともに学んできたことを踏まえ、今後検討を行っていくうえで基本となる事項について、5つの柱を掲げました。

基本事項の1つ目が「みんなの条例であること」です。

これからより良いまちづくりを進めていくためには、行政だけではなく、市民、自治会、まちづくり協議会、NPO、企業などまちに関わるすべての主体の参加が必要であると考えます。そこで「みんなが参加できるルールづくり」が必要となります。

基本事項の2つ目が「市民と行政が協働でつくり上げていくこと」です。

全国の自治体の先進事例を見ると、そのほとんどの自治体で市民の参加や協働といった形で検討に十分な時間をかけながら条例策定の取り組みが行われています。

燕市のまちづくり基本条例の検討にも、市民参画とともに市民の皆さんが持つ、まちづくりへの考えや意見を反映させることが必要で、また、できるだけ多くの市民の皆さんに関わっていただき、幅広い議論を行うことが必要と考えます。また、かけた時間ではなく条例を策定するプロセスが重要です。条例の策定過程での市民の皆さんへの情報提供、アンケートなどによる意見聴取、市民公募による参加・協働の機会の確保など、条例をつくるプロセスが最も重要であり、そのプロセスこそが「まちづくり」であると考えます。

基本事項の3つ目が「条例の内容がみんなに理解され、自分たちのルールであると共感を持って受け入れられること」です。そのための取り組みとして、みんなに関心を持ってもらう仕組みづくりやパブリックコメント、検討の過程や条例の検討内容の周知・報告、情報提供、出前講座や市民フォーラムの開催などに取り組んでいきたいと考えています。

基本事項の4つ目が、条例の「実効性の担保」です。以前、馬場先生のお話にもありましたが、理想的なまちづくり基本条例をつくることは簡単です。条例を制定したとして、その制定した条例自体に価値があるのではなく、あくまでも条例は、より良いまちをつくるための道具です。条例づくりは条文をつくることではなく、そのプロセスや、まちづくりの仕組み、みんなが共感できるといった内容が重要です。また、具体的、詳細に規定した条例であってもそれを動かす仕組みがなければ単なる作文になってしまいます。条例を動かす仕組みづくりをかんがえていくことが重要です。

基本事項の5つ目が「燕市にあったまちづくり基本条例を考えること」です。まちづくり基本条例や自治基本条例は全国各地で制定されています。まちづくり基本条例にひな型はありませんが、その先進地事例を参考にすれば、簡単に条例案をつくることはできます。それをそのまま燕市にあてはめても不都合が生じる部分は少ないはずですが、しかし、そうして出来上がったまちづくり基本条例を市民の皆さんが「自分たちのルールであると共感を持って受け入れられる」かどうかということです。説得力を持って、「自分たちのまちのルール」と言えるには、策定のプロセスから、燕市の地域性や独自性についてみんなで考えながら取り組むべきなのではないかと考えます。そこで、市では策定のプロセスを重視し、

- ・燕市のまちづくりを進めていくうえで大切にすること
- ・燕市のまちづくりの主体（担い手）とその役割と責務（責任や義務）
- ・燕市のまちづくりを進めていくうえでルール化すべきことなどに視点を置きながら、市民の皆さんの声をお聞きし、共に十分な議論を行いながら検討を進めていきたいと考えています。

続きまして、予定しております、まちづくり基本条例の検討体制についてご説明します。

今回で今年度予定している学習会は終了しますが、学習会終了後、「まちづくり基本条例の素案」や「市民と行政との協働のまちづくり」についての具体的な検討を行う「燕市まちづくり基

本条例市民検討会議」を設置します。市民検討会議は、30名以内の公募に応じていただいた市民の皆さんのほか、市の職員10名で組織し、具体的な検討を進めていく予定です。

従いまして、新年度に入りますと、「まちづくり基本条例市民検討会議」の委員の皆さんを募集いたします。この条例は「市民の参画・協働の機会の確保」がテーマの1つですので、今回の検討については、市民の皆さん中心で検討していくことが望ましいとの考えから、職員メンバー以外、委員の皆さんはすべて公募としたいと考えました。つきましては、この学習会にご参加いただきました皆さんからも応募していただき、是非、検討へのご参加をお願いします。募集に関する詳しい内容は、今後、広報つばめや市のホームページなどでお知らせしていきます。

検討会議の具体的な進め方についてご説明しますが、燕市まちづくり基本条例市民検討会議は、全体会議とグループ別会議で構成し、最終的にまちづくり基本条例に定めるべき項目とその内容について、これが条例素案ということになるわけですが、箇条書き等でまとめたものを策定し、市長へまちづくり基本条例に関する提言書という形でご提出していただきます。検討に最低でも1年以上かかる見通しであることから、提言書の策定を平成22年度に予定しています。

なお、検討の中間期に全市民への検討事項の報告や意見交換等を目的とした市民フォーラムの開催や提言書の提出についてもフォーラム形式での開催を予定しています。また、これらの検討の経過等は、ホームページや広報で随時お知らせしていきます。

会議は月1回程度の開催とし、この学習会でも皆さんから行っていただいたワークショップ形式を基本に考え、場合によっては、他の自治体の先進地事例を学ぶといった学習会形式も取り入れながら進めていきたいと考えています。いずれにしても、委員の皆さんの意見を取り入れながら進めていくとともに、委員の皆さんが自由に発言でき、また皆さんが楽しくまちづくりの議論ができるような仕組みや仕掛けを取り入れながら検討を進めていきたいと考えています。

会議の進め方の詳細につきましては、資料の全体会議、グループ別会議、事務局の部分をご覧くださいと思います。

全体会議ではグループの意見を集約して、検討項目ごとに内容を整理し、「燕市まちづくり基本条例市民検討会議」としての条例素案を決定していきます。グループ別会議では、全体会議の前段としてグループに分かれ、各グループで同じ項目、同じテーマについて検討、協議を進めます。意見交換をして合意形成を図っていくというワークショップのスタイルで、検討項目ごとに各委員が意見を出し合い、最終的にグループで意見を集約します。事務局では、会議の運営及び進行管理、各グループの発表内容や論点の整理、とりまとめをします。

続きまして、資料の3ページにまちづくり基本条例の検討項目を掲げています。先程ご説明しました内容と重複しますが、燕市のまちづくり基本条例の検討の骨子は、これら3つの項目を考えています。これらの項目は、条例の制定目的である「協働の仕組みづくり」、「役割分担の明確化」、「市民の参画・協働の機会の確保」を達成するため、市としては検討しなければならない、削れない項目であると考えています。もちろん、市民検討会議の中で皆さんと対話しながら、また、皆さんが必要と思われる項目についても取り入れ、十分な検討を行いながら進めていきたいと考えています。

また、馬場先生からも学習会でお話がありましたが、市民検討会議の意見の100パーセントが条例に反映されるということではありません。最終的に案を決定するのは市長で、条例を決定する、いわゆる条例を議決するのは市議会です。しかし、皆さんと対話しながら受け入れるべき意見は受け入れ、また、受け入れられないにしても、それは提言書の中という形ではありますが、市民の皆さんのまちづくりへの意見や思いといったものを盛り込んでいくことはできます。

続いて、まちづくり基本条例庁内検討委員会についてご説明します。まちづくり基本条例庁内検討委員会は、まちづくり基本条例市民検討会議から市長へまちづくり基本条例に関する提言書（条例素案）の提出があった後、市役所の担当部署の代表者による検討委員会を設置し、市民検討会議が策定した条例素案をもとに、条文化します。よって、恒常的に会議を重ね、市職員だけで条例案を検討するといった職員組織は作りません。ただし、庁内検討委員会の構成や市民検討

会議による検討の状況により必要であれば市民検討会議の皆さんから提言書が提出される前に庁内検討委員会を設置して、市民検討会議と意見交換を行うこととします。また、条例の原案ができるまで、庁内検討委員会から市民検討会議の皆さんに案をお返しして意見をお聞きする、また案をお返しして意見をお聞きするといったキャッチボールを何度か行うことも考えています。

スケジュールとしては、まちづくり基本条例の原案ができた後、全ての市民の皆さんからご意見を頂く手法の一つとしてパブリックコメントを行います。パブリックコメントでは、市民の皆さんに原案や関係資料を公表し、これに対する意見を求め、頂いた意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方や意見の扱い方を公表する一連の手続きを行います。その後、市議会に条例案を提案するという流れを予定しています。

また、条例を制定してしまったら終わりといった、条例の制定自体を目的とするのではなく、条例の制定後は、周知や運用に努めるとともに、条例の運用状況や取り組みの状況について評価や公表を行うなど、条例施行後の十分な検証作業や見直し作業についても検討していくこととします。資料の最後に、検討についての組織図や今後のスケジュールを図解で掲載していますのでご覧ください。

以上で「まちづくり基本条例の制定に向けた今後の取り組み」について説明を終わらせていただきますが、今回の「まちづくり基本条例市民学習会」では、新潟大学の馬場先生に、市のまちづくり基本条例検討に関するアドバイザーをご依頼し、まちづくりに関する講話や条例に対するご意見を数多くいただくとともに、また、市内の各団体の皆さんからも参加していただき、活動事例の紹介等を行いながら学習会を重ねてきました。

この学習会では、まちづくり基本条例の必要性について市民の民さんと市職員がともに学んできたわけですが、市内のいろいろな団体の皆さんの活動事例をお聞きする機会を設けることで、情報の共有が重要であること、また公共的な課題をより良く解決していくために、いろいろなまちづくりの主体が連携し、協力し合うことでより良いまちづくりにつながっていくということが、良く分かりました。

また馬場先生からは、まちづくりの基本理念や基本ルールを条例にし、明らかにすることで、市民、自治会、まちづくり協議会、NPO、事業者、行政など、まちづくりの主体になる人たちが同じ目標をもって、協働してまちづくりを行うことができるといったこと、また、市政への市民参画の手続きを明らかにすることで、市の政策の立案、決定、実行、評価といった各段階に市民の皆さんが参画する機会が増え、皆さんの声をより反映した、より透明性の高いまちづくりを進めることができるといったことを学ばせていただきました。

ご参加いただいた皆さん、それから馬場先生、長期間にわたり、たいへんありがとうございました。先程もご説明いたしましたとおり、今後のまちづくり基本条例の検討には、市民の皆さんの参画とともに、市民の皆さんが持つ、まちづくりへの考えや意見を反映させることが必要です。今後、設置を予定している「まちづくり基本条例市民検討会議」につきましても、市民の皆さんの参加や更なるご協力をお願いいたしまして、私のご説明を終わらせていただきます。

たいへんありがとうございました。

【司会】

続きまして、これまで開催してきました、まちづくり基本条例市民学習会の全般について、ご質問をお受けいたします。進行は、馬場先生に行っていただきます。

馬場先生、よろしくお願いたします。

【質疑応答】

(馬場先生)

それでは、これまで8回にわたって学習会を行ってまいりましたが、それについて、また先程

事務局から説明のありました今後のお話、この両者についてこれから質問をお受けしたいと思えます。

(参加者のAさん)

他の市でも、こうした取り組みを行っているわけですね。条例を制定して、市民の認知度というのはどれくらいあるのでしょうか。

(馬場先生)

認知度について、アンケートを行ったわけではないので何とも言えないんですが、市民の方が全員知っているかと言ったら、多分知らない方もいると思います。ただ、新発田市の場合は、つくるまで、延べ千人が関わったと言われています。新発田市の人口は10万人強ですので、千人というのは、それなりに大きい数だと思います。参加という話をするとき、1パーセント参加ということがよく言われます。住民がいろいろな形で参加するとき、50パーセント、100パーセントの参加があるというのも逆におかしな話です。そこまでなくても良いので、少なくとも人口の1パーセントは参加してほしいということが感覚的にあります。それから言えば、新発田市はその程度のレベルに達しているのかなという感じはします。市民が認知しているのと同時に行政の認知と言いますか、行政側でどういうことが変わったかということ言えば、新発田市の場合は、審議会に公募委員を入れなければいけないということになったんです。入れなければいけないということの意味は、入れなくても良い、若しくは入れてはいけないものがあり、例えば建築の基準などの技術的な問題に関しての審議会に、一般市民や知識がゼロの人を入れると混乱を招くだけですので、こういうものに関しては例外的に除外してはいますが、基本的には市民を審議会に入れましょうという規定を設けました。そうすると、ある特定の問題、課題について興味のある方は、そこにメンバーとして入ってくるということが起こっています。その意味で、認知度はどの程度か僕も分からないんですが、そういう形で市の意思決定などに市民の方たち一人ひとり参加できるようなメカニズムがつくられてきているのではないかと思います。これは新発田市に限らず、どこの自治体のまちづくり基本条例や自治基本条例でも、審議会に公募市民を入れるという規定がされていますので、そうすると市民の認知度も上がって来るのではないかと。条例自体の認知度というよりも、そういう形での手続きの認知度というものが上がって来るのではないかと思います。

(参加者のBさん)

何回か学習会に参加させていただいたんですが、このまちづくり基本条例というのは、比較的これからまちを背負ってくださる若い方たちが、何とか参加していただくような環境を整えるには、どうしたら良いでしょうか。若い世代、40代とか50代とか、いろんな世代があっても良いのに、毎回出ているのは比較的高年齢の方たちばかりなんです。エネルギーもあるし、いろんなことを考えられる年代だと思うんですが、これからのまちをつくらせていただく年代の方たちは、30代とか40代。そういう方たちがこうした大事なところに来ていただける、足を向けられるということがまちづくりにとって一番大事なことではないかと思うんです。土曜日が無理なのかな、夜なら大丈夫なのかなとか、そういうことをいろいろ考えながら参加させていただいたんですが、どういうものでしょうか。

(馬場先生)

これについては、難しい問題です。今は、学習会の時間帯を土曜日の午後に設定していますよね。これがダメなのかどうかは分かりません。例として、新発田市の場合は土曜日の午前中の開催でした。年齢層は、若い方もいらっしゃいましたし、壮年層もいらっしゃいました。同じような形式で行ったのは五泉市の総合計画の策定委員会で、公募の市民の方を入れたんですが、これは平日の午後ということにしました。これには意味があって、ある程度行政側で出てほしい人に声を掛けたという側面もあるので、公募の人たちばかりではなかったんです。実体的には、公募の人たちは数が少なくて、行政側からお願いをしたということもあり、平日の午後ということになりました。もしかしたら、平日の夕方以降の方が良いのかもしれない。その辺りは、実施べ

ースとして条例について検討するという事になったときに考えていかなければならないと思います。ただ、もし若い世代と言われている人たちが出られなかったとしても、とりあえずはまちづくりの考え方をつくる上では、そういう気持ちがある方たちに参加していただければ良いのではないかとというのが僕自身の気持ちではありません。ただ、できる限り多くの人たち、いろいろなひとたちに参加していただきたいという気持ちも当然ありますので、それは少し公募のやり方も含めて事務局の皆さんと考えさせていただきたいと思います。

(事務局)

学習会を8回継続して開催してきましたが、過去7回の学習会でアンケートを行わせていただきました。その中の多くに、若い人の参加が少ないとか、年齢層に偏りがあるといったご意見をいただきました。ただ、それはこの事業に関わらずと言いますか、どの自治体でも抱える悩みであると思うんですね。こういった公募を行って参加してください、委員になってくださいと言ったときに、やはり若い人たちの反応が少ないというのは、どの市町村でも抱える悩みなのではないかと私は考えます。そこで、実際にいろいろなPR方法を用いまして、若い人向けに広報誌以外にもホームページなどを使って周知していきませんが、実際に公募をして、仮に年齢層に偏りがある場合には、それは今後の進め方ということで実施段階になりましたら、構成される委員の皆さんとご相談をして、もしできるならば各中学校、高校などに押し掛けていく形で若い世代を巻き込んでいきたいなど、そういう手法もあるのではないかと考えておりますので、よろしくお願ひします。

(参加者のCさん)

新発田市のまちづくり基本条例を見ますと、議会の役割の規定がありませんが、個々の部分ではどのような議論があって議会の役割が載せられなかったのかお聞かせいただきたいと思います。

(馬場先生)

これは、難しい問題がありました。当然、条例を決定するのは議会ですが、そのときに条例で決まったことを誰が実施していくのかということ、この条例の内容は行政が実施していくものがほとんどだったんです。そうすると、自分たちは市民の代表者であるという意志を持っている議会の議員の皆さんにとってみれば、市長が基本的にやると言ったときに、自分たちが全然関与していないのに、自分たちのことついて口を挟まれることは非常にマイナスと言いますか、心象が良くないんですね。検討した市民の皆さんは、議会の役割について規定するとおっしゃられたんですが、規定することでそもそも条例が成立しない可能性がある。新発田市の場合は、条例の検討会の中に市民の資格で入ってこられた議員さんがいらっしゃったんですが、議会が自分たちの意志ではないことに関して、仮に議会の役割を細かく書いたりしたら、行政が後押しして自分たちの権限を奪うようなことを行っているのではないかとというマイナスイメージを持つと、条例が成立しないという危険性があるのでやめた方が良いと言ってくさったんです。そこで議会の役割については載せないでおこうということになりました。ただし、市民の皆さんがつくった条例の提言書の中では議会の役割について載せました。しかし、基本的に条例に載せなくても良いということが検討したメンバーの中では共通認識になっていた、共通理解があったから載せなかったということなんですね。今回も、どこが最初に提案をしているかということ市長が提案しているわけですね。市長が行政内部と市民との関係を規定してくださいと言ったときには、議会の方々は、それほど大きな反対をしないと思うんです。ただ、仮に議会に話を突っ込んだときに、良いと言ってくさるかどうかは、燕市の議会の対応でするので分かりません。ただ、新発田市の場合は、とにかく成立を目指そうということだったので議会の既定を除いたという経緯があったということです。

(参加者のDさん)

学習会も8回目ということで、参加させていただきありがとうございました。少し、頭が柔らかくなったかなという感があります。先程、若い人の参加が少ないという意見がありましたが、この学習会というのは、ここにも書いてありますが、できるだけ多くの市民の関わりが必要で、

幅広い議論が必要であるとのことにも関わらず、この8回の学習会が終わって21年度から検討会議というものが予定されていますが、そんなに急がなくてはいけないものなんでしょうか。先程、事務局の方が言われたように、いろいろなところに押し掛けて行くということであれば、それも学習会ということで開催し、もっと幅広い方たちの学習会をもって市民が納得することが必要です。そうでないと、また同じような年代の人たちが検討会議に出てきます。市にはいろいろな会議がありますが、それと似たような人たちが集まるのではないかと懸念されます。ですので、もっと時間をかけるということも必要だと思います。急いでいるからこれで終わりなんだということであれば残念なんです、あと2～3年で燕市がなくなるわけではありませんので、もっと時間をかけて、みんなが、いろいろな人たちが学習して、「それならつくりましょう」というところまで出来ないものなんでしょうか。

(馬場先生)

考え方はいろいろあってですね、今おっしゃられたように出向いて行って学習会をいろんなところでやってみるというのも1つの手法であると思います。もう1つは、つくるかつからないかということとの関係で言うならば、皆さんがまだそういう時期ではないということであるならば、それを少し遅らせることもあるのかもしれない。ただ、これは政治的公約であったり計画であったり、いろいろな問題がいくつも絡み合っていて、僕がこうすべきと言える立場ではない気がします。ただ、学習会という形で継続していくという手法も当然あると思いますし、新たに条例をつくるという検討を行っていくという手法もあると思います。もし、学習会ではなくて条例素案を考えるという意味での検討委員会を立ち上げるということであるならば、学習会と検討委員会を兼ねるといったやり方もあると思います。いくつかのやり方が考えられると思いますので、選択肢の1つとして考えていただければと思います。

(事務局)

実は、学習会を続けてほしいといったご意見は、前のアンケートでもいただいております。参加者の皆さんからは思いのほか、ワークショップについてご好評をいただき、新潟日報でも記事を取り上げられました。その後、市民の皆さんからもワークショップがあるんだったら是非、学習会に参加させていただきたいといったご連絡もいただきました。学習会につきましては、本日のアンケートに項目を1項目設けさせていただきまして、「こうした学習会を今後も開催していく必要があると思いますか」という設問がございます。もし、皆さんからこうした学習会が必要と思われる、いわゆる議論の場が必要と思われるというご意見であれば、今後の検討の中に取り入れていきたいと考えておりますので、よろしく願います。

(参加者のEさん)

条例には、基本と書いてありますが、何で基本と言うんでしょうか。条例は、いろいろあると思うんですが、あえて基本と言うのは、例えば公共的課題を解決していくための住民参加の枠組みをつくらうとしているのか、それとも、公共的課題を具体的に解決するために条例をつくらうとしているのか。具体的にごみの課題を今回やりましたが、それは最終的に家庭ごみの問題で落ち着くことは分かるんですが、ごみはいろいろあるわけで全般を考えたときに、最終的にまちをきれいにするという目的を立てたとしたら、公共的課題を具体的に解決するために条例をつくらうとしているのか、フレームをつくらうとしているのか。そのどちらなのかということと、基本という意味との関係をどうとらえるかについてお伺いします

(馬場先生)

どういう条例ができるかということは、実はつくって見ないと分からないということなんです。ただ、考え方として基本が入っているということは枠組みを構築するということで、だから基本が入るんです。フレームワーク、つまり枠組みをつくらうということなんです。では、応用編があるかと言えば、当然基本があるので応用編は他のものに適用されていく。この基本を使って、他の具体的なものに適用していくことになります。ただ、名称も先程言ったとおり、仮称なんです。まちづくり基本条例と言っていますが、これをまちづくり条例に変更しても良いわけです。

ただ、考え方としてはフレームワークをつくりたいということが僕が伺っている内容ですし、僕自身も枠組みを構築することが重要であると考えています。ただ、条例の検討過程の中でももう少し具体的な適用を考えるとということになれば内容や名前も変わってくるかもしれません。

(参加者のFさん)

行政側では、2年間で基本条例を制定しようとしているのか、あくまでも2年間かけて検討するだけなのか、行政側としてはどういう考え方なんですか。

(事務局)

ある程度の目標をお示ししないで検討に入ってしまうと、目標もないのに検討もなかなか進まないということも考えられることから、制定まで2年間ということ目標設定をさせていただいておりますが、検討期間が延びることも縮むことも想定しております。今後皆さんと実際に検討していく中で、2年では足りないということであれば3年に延びることも考えられます。

(参加者のFさん)

どうしても制定しようと思っているのか、あくまでもこの学習会という形でこういうまちづくりの条例があるよというのを市民に知らせようと思っているのか。行政としては、制定しようと思っているのでしょうか。そこをお伺いします。

(事務局)

制定するかしないかにつきましては、今後の実施段階でも検討しなければならないと考えていますが、市としては総合計画や新市建設計画の中に制定に向け検討する、制定を推進することが位置付けられていますので、やはり私どもではそれに倣い、制定する方向で進めさせていただきたいと考えております。

(馬場先生)

他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではこれで、質疑応答を終わらせていただきます。

【司会】

馬場先生、ありがとうございました。それでは、最後に金子副市長より、まちづくり基本条例市民学習会について、講評をいただきます。

金子副市長、よろしくお願いいたします。

【講評】

(金子副市長)

副市長の金子でございます。

本日は、長時間にわたり学習会にご参加いただき大変ありがとうございました。今回で、平成20年度の学習会は終了となるということで、今まで数多くご参加いただきましたこと、あらためまして心よりお礼を申し上げます。ご参加いただきました皆さんのまちづくりに対する関心や思いといったものをあらためて肌で感じさせていただいたところです。行政としても、更に気を引き締めてこれから市民サービスに努力をして行かなければならないと思っております。また、新潟大学の馬場先生におかれましては、ご多忙のところ燕市のために、時間を割いてアドバイザーをお引き受けいただいただけでなく、貴重なお話やまちづくりに対するご意見を数多くいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。この学習会を通じまして、行政側も真摯に受け止め、皆さんと一緒に議論を尽くしながら「市民と行政の協働のまちづくり」を進めて行きたいと思っております。

市の総合計画でも人づくりということ、まちづくりの基本に掲げているところでございます。人を育て、人を活かし、人がふれあい、人が助け合うこと、これらを総合計画で謳っているところですが、それに向かって更に前進していきたいと思っております。その点におきまして、先程

馬場先生がおっしゃられたように、燕の住民力というものは非常に強いものであると思います。その住民力を是非とも活かしていきたいと考えているわけでございます。

昨年、教育立市を宣言させていただきまして、それを更に推進しながら人づくりに励んでいきたいと思っているところでございます。昔から、お金は使えば使うほど減るが、知恵は使えば使うほど増えると言われております。それを肝に銘じながら、皆さんと共に知恵を出し合って、より良い燕市にして行きたいと思っております。

この学習会で、若い人の意見、参加が大事であるというお話も出ておりました。また、市議会でも審議会や委員会の年齢構成に偏りがあるのではとの意見をいただいておりますので、そういった点につきましても念頭に置くとともに、ワークショップなどを市民の皆さんと行わせていただき、プロセスを大事にしながら進めていきたいと思っております。

市長も初回の学習会で話していたことですが、あらゆる方面で、あらゆる立場でまちづくりの議論を積み重ねていく過程こそが、本市の大切な財産になるものと確信しております。まさに、こういうプロセスが重要であるのではないかと考えております。

市には多くの条例、規則、規程、要綱があるわけでございますが、このまちづくり基本条例につきましても、できることであれば皆さんが主体になって素案を策定していただくとともに、中学生あるいは高校生が見て分かる条例にしたいと思っております。条例と言いますと、専門用語が非常に多くなっておりますので、できるだけ分かりやすい言葉で条例ができれば良いかなと思っております。

最近、経済情勢が非常に厳しい状態ではありますが、日本人の良い所をもう一度見直し、自分たちで協働によるまちづくりを行っていくんだと前向きに進んで行けたらなと持っているわけでございます。

終わりにになりましたが、これからの検討過程において活発な議論が行われ、多くの市民の皆さんから関わっていただき、幅広い議論となることを期待いたします。新年度においてまちづくり基本条例市民検討会議を立ち上げ、検討を進めていきたいと考えているわけですが、今まで以上のご協力をお願いしたいと思っております。学習会にご参加いただきました皆様、本当にありがとうございました。

【司会】

それでは、閉会予定の時間となりましたので、本日の学習会を閉会いたします。

なお、これより本日皆さんにお配りしたアンケートのご記入につきまして時間をもうけさせていただきます。アンケート用紙は、記入の終わられた方からお帰りの際、受付のテーブルにご提出くださるようお願いいたします。

なお、予定しておりましたまちづくり基本条例市民学習会は今回ですべて終了となりますが、市では、今後も市民と行政による協働のまちづくりをより一層進めるために「(仮称)まちづくり基本条例」の制定に向けた取り組みを行っていきます。

この条例の素案について検討していただく『燕市まちづくり基本条例市民検討会議』の委員を募集します。まちづくり基本条例市民検討会議は、「燕のまちづくりを進めていくうえで大切にしたいこと」や「燕市のまちづくりの主体や役割分担」「燕市のまちづくりを進めていくうえでのルール」などについて、市民の皆さんとともに自由に話し合いながら考えていくものです。

募集に関する詳しい内容は、今後、広報つばめや市のホームページなどでお知らせしていきます。

また、事務局では、今後も皆さんと楽しく議論する方法など、皆さんが市政に参加しやすい環境づくりや仕組みづくりといったことを心がけていきたいと思っております。参加していただいた皆さん、長時間にわたり、御協力をいただき、ありがとうございました。